

《学界展望》

3月革命期およびフランス革命期の
ザクセンにおける農民運動

松 尾 展 成

I

前稿「『ザクセン改革』と『國家再建』」⁽¹⁾投稿後、評者は Wissenschaftliche Allgemeinbibliothek, Potsdam の遠隔地貸出により、3月革命期ザクセンの農民運動に関する Zeise の学位論文を閲読する機会を得た。この大労作は研究史上画期的な業績と思われるので、未刊行であるけれども、以下にその内容をやや詳細に紹介することにした。⁽²⁾その場合、著者は Gross (ただし、前稿で紹介した著書と同一題目の学位論文 Diss. Rostock 1963. 評者未見。)を脚註において明確に批判しているから、ここでもその要旨をカッコに入れて付加えた。本稿ではさらに、大月誠氏の好意で読むことのできた Hartstock の、同時期を対象とする地方史的研究、および、公表時期はやや古いが、フランス革命期のザクセン農民運動についての Stulz の論文をも簡単に紹介しよう。農民運動とそこで提起される諸要求の分析は、前稿で取上げた諸業績が改革そのものを考察するのに対して、領主＝農民関係の具体的争点を究明するために、当面の時期の社会構成の、従って、「ザクセン改革」ないし「國家再建」の歴史的 성격の、理解にとって不可欠である。この点で、フランス7月革命の影響の下に高揚し、「ザクセン改革」の直接的動因となった1830—31年の農民運動についての本格的研究の出現が待望される。

II

Roland Zeise, Die antifeudale Bewegung der Volksmassen auf dem Lande in der Revolution 1848—49 in Sachsen. Diss. Potsdam 1965.

(1) 「民衆が歴史の決定的推進力をなすと史的唯物論は教えている」ので、「働く人民」が歴史研究の中心でなければならない。ドイツは「19世紀初にブルジョア革命を開始した」(12頁)のであるが、ドイツ人民の歴史において「1848—49年の革命は重要な地位を占めるであろう。なぜなら、それは『国民的懸案の革命的・民主主義的解決』のため

の斗争における『現実に国民的な最初の民衆蜂起』であったからである。」「他のすべてのブルジョア革命と同じく、資本主義の全き展開を妨げる一切の決定的障害を……除去する」(12頁)という「この革命の主要課題は、『革命の指導者の使命を歴史的に授けられた』ブルジョアジーの指導の下に、すべての民主主義的・反封建的勢力が漸乎たる大衆行動に結集する時にのみ、実現された。」「従って、農村における革命的・反封建的民衆運動は客観的にドイツにおけるブルジョア民主主義革命の最重要の推進力の一つであった。」

しかしながら、一方では、ブルジョア歴史家 V. Valentin, F. Meinecke, R. Stadelmann, H. Rothfels によって「革命のこの決定的推進力は全く考察の外に置かれるか、あるいは、その革命的斗争が低く評価され、有害なものときえ誹謗されている。」他方では、農民層の本来的保守性と革命への敵意が W. H. Riehl, G. Franz, A. Rüstow によって強調される。これに対してマルクス主義歴史学は F. W. Potjomkin などの共同研究にせよ、K. Obermann の概説にせよ、「農村住民の反封建斗争の大きな革命的意義とその敗北の諸原因」を明らかにしているが、実証的基礎において十分ではなかった。その空白を H. Hübner, K.-H. Mahler, H. Bleiber の学位論文が近年かなり埋めるのに成功している。

所で、「ザクセンにおける農村の民衆運動は若干の小さな地域研究を除けば、殆ど全く探究されないで」きた。そのため本研究はまず何よりも、「革命期に直接由来する文書」に基づく。「ザクセン邦議会文書の中の農村住民の多数の請願書が特に貴重であって、初めて組織的に利用された。」さらに補充的に同時代の新聞類が組織的に調査された。勿論これらの資料は研究の意図を若干制限する。まず、さまざまの形態での農村住民の数多の小規模な抗議・抵抗行動は全範囲においては把握されていないであろう。また、地方文書館の完全な調査は今後の地方史研究に委ねられている。「さらに、発掘された資料は、ザクセンで特に著しく分化した農村住民のそれぞれの階層の、革命的民衆運動への関与を一義的に規定することを許さない。」最後に、資料の報告は「誇張と不確実な一般化を免かれていない」が、比較の資料がないために「主観的解釈を排除」できない場合があった。

かかる欠陥にもかかわらず本研究は、1848—49年のザクセンにおける農村の反封建的運動の存在を初めて実証した。本研究の今一つの目標は「民衆の反封建斗争と封建反動の政策の間の弁証法的相互関係を明示」することにある。「研究の前面に出てくるのは農民・農業労働者・村落手工業者の進歩的伝統である。」これは同時に「西ドイツの反動的歴史

学」への批判をなす。なぜなら、「1848—49年にザクセンで初めて広範な基礎の上に築かれた、都市の進歩的政治勢力との農村住民の同盟」は、第二次大戦後の「民主主義的土地改革」と「農業の社会主義的変革」への「一步を意味する」からである。（266—67頁）

以上が本書第I章第1節の冒頭と「総括」の末尾で補いつつ、「序論」（1—11頁）を要約したものである。ここにみられる強烈な問題意識は本書全体を貫ぬいている。

(2) 第I章「革命前夜の農村における社会経済状況」は第1節「ザクセンの社会経済構造の特殊性」（12—20頁）から始まる。ドイツは革命前夜に「なお典型的な農業国であった」のに、ザクセンはもはやそうではなかった。農村人口が全体の $\frac{2}{3}$ を占めていたとしても、工業人口は $\frac{1}{2}$ を越えていたからである。だがザクセンは、封建制がフランス革命の影響で「革命的な道で」破壊されていたライン左岸地方に比べて、「社会的には遅れていた。」また、西ドイツと異なり、ザクセン工業を特徴づけるのは繊維工業、とりわけ綿紡績業と靴下編業であった。この繊維工業はイギリスと対比して「きわめて低い発展段階」にあり、「若干部門で機械制生産への移行が進行中」であったとしても、「家内工業が経営形態としてなお明白に支配的で、産業革命過程への一大障害であった。」

このザクセン工業は「特に農村地域で」⁽³⁾発展しており、機械制生産への移行も「主として」そこで行なわれた。これは、ザクセン全体の織機と精紡機の $\frac{3}{4}$ 以上が農村に立地していたことから明らかである。

ザクセンの最重要の工業中心地は西南部地方ツヴィカウ県 *Zwickauer Kreis* であり、「資本主義的経営」の集中と、都市と農村への工業人口の殆ど均等な分布を特徴とする。第二の工業中心地はオーバーラウジッツの南部で、家内工業の支配と、工業人口の織布工村落 *Weberdörfer* への異常な集中を特徴とする。高地にある両工業地域と著しい対照をなすのが、北部の農業的な平地・丘陵地であった。

第2節（21—32頁）は「農村人口の社会構造」を分析する。「ザクセンの経済発展の特殊性は農村人口の社会構造に影響しないではおかなかった。」農業人口は農村人口の48%にすぎず、しかも階層分化が進展していた。土地所有規模別統計から1.5ha以下の零細農（庭畑農と小屋住農）が支配的（経営数の45%）であるようにみえるが、この階層にとっては農業は副業にすぎない。ザクセン農業においては農民経営（1.5—50ha）、とりわけ中農経営（5—25ha）が支配的である。このことは経営面積分布において一層明白となる。地域別にみると、工業的なオーバーラウジッツ南部と特にツヴィカウ県には小農（1.5—

5 ha) が集中し、農業的なその他の地域では大農 (25—50ha) の割合がより高い。

農業人口の $\frac{1}{4}$ が既に農業プロレタリアート(奉公人と日雇)であって、「農業における資本主義の発展」を明示している。彼らの多数は農民経営で収奪されたこと、奉公人の比率が日雇より遙かに高いことが、東エルベとの差異をなす。「その原因は、穀作と畜産とを通例〔共に〕志向する中農経営の特殊性にある。」農業人口統計において零細農がきわめて少ないのは、この階層の一大部分にとって農業は副業にすぎないからである。これは小農層の相当部分についても妥当する。

農村人口の42%を占める工業人口の中では、約 $\frac{1}{4}$ が「伝統的な」村落手工業者、約 $\frac{1}{4}$ が「家内工業・マニファクチャ・工場」の労働者であった。彼らは零細農であるか、最も貧しい階層たる借家人であった。

最後に、農村人口の約 $\frac{1}{3}$ を支配する騎士領(他の $\frac{1}{3}$ は管区領民である)。16世紀以来の農民保護立法のために騎士領の面積と経済的意義は東エルベより小さい。それが最も集中するのは、ザクセンへの編入後も貴族が「領民への無制限の力」を貫徹していたオーバーラウジツであり、「第二の牙城」は北部・北西部の肥沃な平地であった。山岳地方、殊にツヴィカウ県にはそれは比較的少ない。騎士領所有者は貴族と若干の都市・教会であり、16世紀以降次第に「市民身分」も加わった。

第3節(33—50頁)は「革命前夜の封建的搾取関係と償却の状況」を取扱う。封建的生産諸関係は18世紀末以降ザクセンの全領域で崩壊しつつあったけれども、「農業の資本主義的発展の決定的段階はようやく」1832年の償却法でもって始まった。償却法は「農業の一層の発展にとって重大な障害をなすところの、新しい生産諸力と封建的生産諸関係との矛盾を、土地改革の方式で排除し、可能な革命的解決を阻止しようとした。」それのみでなく、貨幣賃租・領主裁判権のように重要な諸義務が「あの法律によって触れられなかった」事実は、償却法の意図が『封建制の中で、なお救いうるすべてを救う』ことにあったことを明らかにする。「この法律の真の性格」は実施過程で農民に明確になってきた。「農民と騎士領所有者は償却に際して全く異なった利害を追及したから、」償却額をめぐる両者はしばしば激しく対立した。(Gross は「償却に際しての……この斗争」を無視している。)償却費 Ablösungskosten も非常な巨額に上ることが多かった。

それ故、償却の実施は全く緩慢であった。「近代的農業生産力に最も厳しく対立する……賦役と放牧権」が、償却された封建的諸負担の第一位を占めるとはいえ、償却提議総件

数のうち、「革命勃発までの15年間に」全国委員会によって決済された件数は約 $\frac{1}{3}$ で、その償却資本額は全体の40%に当るにすぎない。「従って、封建的諸義務の最大部分は革命前夜に依然として変ることなく存続し」ており、「農村における封建制の地位は償却によってなお決して決定的には動揺させられていなかった。」とりわけ騎士領の領民は一般に管区領民より2—3倍重い負担に苦しんでいた。そのうえ、封建的諸負担の重さには同一所領、同一村落内部においてさえ極端な差異があった。この差異を償却は、それが実施された範囲と条件の相違によって一層拡大したのである。

第4節(51—81頁)は「革命前夜における農村住民の困窮の増大」を解明する。農村住民が革命期に訴えた困窮の原因は、第一に「封建的諸関係」であった。さまざまな貢租の中では采邑料 *Lehngeld* (地価のしばしば5%)が、「農業への資本主義の侵入と関連」した地価の上昇と頻繁な保有地変更のために「最も重い負担」であった。「封建的支配権も殆ど変ることなく存続」していた。とりわけ、「経済外強制実施のための裁判領主の最重要の手段」たる領主裁判権、および「農業生産集約化への農民の志向と全く相容れない」狩猟特権。第二に償却地代 *Ablösungsrent*。「資本主義に典型的な、純粋に債務法的な関係」としての償却地代は、「大抵の農村住民にとって、償却された賦役と地役権より重い負担」であった。第三に地租 *Grundsteuer*。1844年から騎士領の免税特権を廃止したところの、「それ自体としては進歩的なこの法律は、しかしながら、多数の土地所有者にとっては負担の増大をもたらした。」このように「農村住民の状態は特に革命勃発直前の10年間にザクセンでは著しく悪化した」のである。

「民衆のこの困窮の増大は、かつての封建的大土地所有者の階級利害に適合した、農業における資本主義発展のプロシャ型の道の明白な結果であった。この道の作用がザクセンでは農村住民を、例えば東エルベのユンカー天国におけるほど苛酷に圧迫しなかったとしても、騎士層への優先的配慮は同様に、中世的土地所有関係が一挙的には廃絶されず、緩慢に資本主義に適応し、後者になお長期間、半封建の特徴を与える結果となった。」「封建的要素と資本主義的要素との数十年に亘るこの密接な縫合いは必然的に、農業労働者と農民層大衆が資本主義的搾取あるいは資本主義的形態をまとった搾取に服するばかりでなく、同時に、重要でなくはない封建的諸負担と搾取方式の下でも苦しむ結果とならねばならなかった。」(Gross は、農民にとって『ブルジョアの農業発展のプロシャ型の道において考えうる最も有利な条件』での償却という、「ザクセンにおけるプロシャ型の特

殊性を疑いなく強調しすぎる。」「かかる判断は、Gross が完全に無視しているところの、償却立法への多数の農民の厳しい批判と一致しえない。彼は、彼のテーマにとっても特別に重要な農民の請願書を利用してないからである。」「Gross は、ザクセンのブルジョア的土地改革の積極的側面を示すことに抜群の成功を収めたが、……農業における資本主義発展のプロシャ型の道の否定的作用を完全に暴露する可能性を放棄している。）」

勿論この重圧は農村住民各階層に均等にかかったのでは決してない。「主要な受益者は当然、騎士領所有者」であって、農民から「巨大な『補償』を強奪」することによって、「その封建的所領を徐々に資本主義的農業経営に転換」し、「経済的地位を強化」した。これに対して大農から中農・小農・工業労働者・農業労働者・奉公人に至る諸階層はどうか。それぞれの特殊事情の紹介を省略して概括すれば、「プロシャ型の道が概してグレントヘルシャフトの条件の下で貫徹したザクセンでも、革命前夜には農村住民の農民的・プロレタリア的全階層は多かれ少なかれ、大きな不満によって捉えられていた。」「そのため、搾取される農村住民の客観的利害は、反農民的なプロシャ型の道で開始された、農業における資本主義の発展を、農民の利益のためにアメリカ型の道において完成することを要求した。」「この課題は改革によってではなく、革命的斗争の中でのみ解決されるべきであった。」農民層分解の進展にもかかわらず、「革命的な反封建斗争は19世紀史になお客観的には……一切の搾取される農村住民の利害に係った。それ故、ブルジョア民主主義革命の枠の内での農村住民の革命的・反封建的行動のための客観的な前提は、他のドイツ諸邦と同じくザクセンにも存在したのである。」（「Gross は1848年の革命に『償却立法の継続と完成における特殊的地位』のみを認める。」「彼は、1848—49年の革命を取扱う場合に、資本主義発展のプロシャ型の道に対する革命的な二者択一 *revolutionäre Alternative* を示さないで、彼が初めに正当に定式化したブルジョアの農業発展の客観的に可能な二つの道についてのレーニン理論を、ザクセンに関しては實際上否定している。」）

「勿論ザクセンの社会経済構造の特殊性は農村住民の革命的活力に影響しないではおかなかった。」阻止的要因としてはまず、農業人口の相対的な小ささ（全体の1/3）。「そのため、可能な反封建的運動の大衆的基盤は最初から典型的農業国と比較して制限されていた。」次に、農民層分解の進行。大農は「大幅に封建的諸束縛から既に自身を質戻し」ており、「さらに資本主義的搾取者としては、……騎士領所有者と共通の利害を多くもっていた。」そのうえに、「農村住民の封建的諸負担の非常な不均等、とりわけ管区領民の地位

の相対的な良き、社会経済発展の地域差ならびに、償却の全くの厳しさと反農民的性格との、地代銀行による陰蔽」。これに対して促進的要因としてはまず、「プロシャ型の道での農業資本主義発展に典型的な、封建的矛盾と資本主義的矛盾との混合」。さらに、「工業に従事する小市民的・プロレタリアの農村住民」への封建的搾取。ただし、農民層は『歴史的主動力にかけては全く無能力』であるから、彼らには、『もっと開明された、もっと機動的な都市住民が最初の衝撃を与えてやる』必要があった。

以上第I章において著者は、3月革命前夜のザクセン農村の経済構造について優れた概観を与えたばかりでなく、地域的差異および諸階層の特殊事情を立入って考察した点においても、特筆すべき成果を収めたと言えよう。しかし第1・2節の「資本主義的経営」あるいは「家内工業・マニュファクチャ・工場」の概念は明確ではない。また、第2節について、Th. Reuningの1853年の土地所有規模別統計とE. Engelの1849年の農業人口統計の間に非常に相違があること、特に、後者の「農民・農業者・借地農」の数が前者の、小農を全く無視した中農以上の諸階層の総数にも達しないこと、は統計の信頼性を疑わせる。農村の工業人口に関しても、その存在形態の解明が統計の不備から放置されており、今後の研究課題として残されていると言わねばならない。

第4節については、農村人口諸階層の経済状態に関する敘述が、オーバーラウジッツを対象としたE. Hartstockの論文に主として依拠しているために、とりわけザクセンの本領Erblände地域についての追究がなお一層望まれるほか、二つの疑問が残る。まず、中農についての敘述を締括るにあたって、「プロシャ型の道の特殊の荷重は、新しい生産様式がようやく形成された時点で、資本主義に典型的な農民的中間層の分解過程を開始させた」と書いている著者は、Grossがその著書149—50頁で整理した統計数字（1845—54年の経営数および1864—65年の経営面積に比べて1882年に中農は、いずれの指標についても絶対的にも相対的にも激増）をどのように説明するのであろうか。Grossの「中農」が5—20ha層であって、著者の中農のうち、「ヨリ狭い範囲でとはいえ、大農に似た発展を示した」とされる「上層」を含まないだけに、一層問題であろう。次に、「農村住民の革命的活力」への阻止的要因の第一として農業人口の小ささを挙げる著者は、他方で、促進的要因の一つとして工業的農村住民への封建的搾取を挙げ、その理由を、「これによって、封建的勢力の経済的・政治的優位の全き打倒にとって最大の意義をもつところの、反封建斗争における農民・手工業者・労働者の協働のための有利な前提が与えられた」と述べる。

後者が、後にも言及されるように、決定的な促進的要因であるとすれば、農業人口の小ささは阻止的要因とは言えないのではあるまいか。

(8) 第Ⅱ章「革命勃発後の農村における民衆の革命的・反封建的行動」はまず第1節(82—102頁)で、「ザクセンにおける革命の開始と農村住民の革命化のための斗争」を取扱う。1848年の「ヨーロッパ革命運動の中心」ドイツにおける「3月斗争の経過は、国民的分裂によって大きく規定されていた。」ザクセンでは革命的運動は3月1日、「市民的反対派の最重要の中心ライブチヒ」で始まり、13日には「反動的内閣」が崩壊した。しかし、その後成立した「3月内閣の統治綱領は、大ブルジョアジーが他のすべてのドイツ諸邦でと同じくザクセンでも……国王および半封建的騎士領所有者との協調の道を取ったことを明白に証明する。」

これら初期の運動は専ら都市に限られていた。「しかしながら都市民衆の革命勢力だけでは、封建反動を政治的・経済的に最終的に無力化し、これによって革命を完全な勝利に導くのに十分ではなかった。」革命になお消極的な「広範な農村住民層を革命的斗争に引入れることは、ブルジョア民主主義運動の拡大・強化のための最重要条件の一つであり、同時にきわめて困難で複雑な課題でもあった。」「際立った農業地域」におけるほどではないにせよ、ザクセンでも「都市と農村の間には『なお巨大な亀裂』があった」からである。この「焦眉」の課題を解決するため、Gross-und Kleinzschocher 村の若干の農民の発議で「市民的反対派の左翼の指導者の一人」Hermann Joseph によって起草された請願書(3月7日)において「初めて掲げられた」「反封建的要求」は、ドイツ立憲国民議会選挙に際して、Robert Blum 指導下の民主主義的 demokratisch 勢力たる祖国協会 Vaterlandsverein、および Karl Biedermann 周辺の穏健自由主義的 gemässigt liberal 勢力たるドイツ協会 Deutscher Verein の選挙綱領に取入れられるに至った。こうして「市民層の代表者は、封建的に搾取される農村住民との同盟のための第一の前提を作り出した。」これらの「農業綱領」の「方向は差当りは共通して償却の立場……に立っていた。それらは償却過程の加速化された終結のみを目指していた。」だが、「この慎しい目標でさえ」「旧来の封建領主の激しい抵抗」に突当たったことは、逆に、民衆運動を農村においても、「燃立つ火花として喚起する」ことになった。

第2節「小規模な騎士所領 Rittergutsherrschaften における農村住民の局地的に分裂した反封建的運動」(103—18頁)。「ウィーンとベルリンでの民衆の勝利の後、ドイツ革

命は第二段階に入った。その中心にあったのは、穏健自由主義的なブルジョアジーと民主主義的な民衆との対立であり、「革命的民衆運動は……大発展を遂げ、農村をも捉えた。」「農村の多数の住民にとっては、憎まれた旧社会はとりわけ『彼らの』騎士領所有者……に体现されていた。」「そのため民衆の主たる攻撃も彼に向けられた。」示威と陳情が3月21日以降、各地に頻発した。その場合、「農民と小屋住農は非常な局地的相違にもかかわらず一致して、領主に穏健な要求を提出した。彼らは、一切の封建的残基を革命的方法で一挙に廃絶しようとは通例なおしなかった」のである。

これに対して「騎士領所有者は、運動が実際に危険なものとなる前に、〔軍隊によって〕通常それを取抑えた」けれども、他方では、過去における「強情さ」から見て驚くべきことに、農村住民の要求に部分的に譲歩した。「農村住民はその自然発生の行動により封建制に一大打撃を加えた」のである。

「ザクセンで反封建斗争のヨリ大きな成果が生じなかった」理由は、とりわけ次の如くである。(1)運動は直接の領主に専ら向けられ、「近隣のいくつかの騎士領の領民が共同行動に結合することがなかった。」(2)「管区領民はその良好な地位のため運動に参加しなかった。」(3)「農村住民の社会的分化ならびに封建的賦課の非常な差異が、同一所領内の……全領民の共同行動をさえ困難にした。」(4)「農村の反封建的運動は都市の民衆運動と殆ど関係をもたなかった。」従って、「この段階のザクセンでは少数の大所領でのみ、農村でのヨリ広範な革命的行動に対して一定の前提があったのである。」

第3節(119—30頁)は「オーバーラウジッツの大所領 *Gerichtsherrschaften* における反封建的運動」である。オーバーラウジッツ南部の人口稠密な織布工村落30以上に広がるツィッターウ市所領 *Zittauer Ratsdörfer* では、「住民の圧倒的多数は小屋住農と借家人であり、前貸を受ける麻・綿織物工として商業資本により収奪され、同時に……ツィッターウ市当局による封建的搾取に服していた。」織布工の示威の風評に市当局は、「特に憎まれていた」織機賃租 *Stuhlgeld* の廃止など若干の譲歩を行なった。「ツィッターウ市民はその封建の特権を強情に擁護し、「形成されつつある」農村ブルジョアジー *Dorfbourgeoisie* も支持しなかったために、「発展し、組織しつつある労働者階級の中の最も遅れた部分」としての、だが、「最も革命的な勢力としての織布工は孤立していた。」

「オーバーラウジッツにおける反封建的運動の第二の中心」は、農業地帯にある広大なマリエンシュテルン *Marienstern* 尼僧院所領であった。ここでも、「農村ブルジョアジ

一と……農業労働者・土地不足農民大衆との社会的な亀裂」が、運動の「革命的な飛躍」を阻げた。しかし、「ザクセンで当時唯一」のものたる約40村の共同請願、ならびにブルベ人農民とドイツ人農民との共同斗争、の二要因が「注目すべき部分的成果に導いたのである。」

第4節「シェーンブルク所領 Schönburger Herrschaften の一揆——農村における革命的運動の最高潮」は「シェーンブルク所領の特殊性」（131—8頁）、「反封建的運動の躍進」（139—53頁）、「ヴァルデンブルク Waldenburg 城への突撃」（154—64頁）の三部分よりなるが、ここでは一括して紹介しておこう。ザクセン西南部にある都市10と村落約125を含み、繊維工業が支配的であった、このザクセン最大の所領におけるほど民衆の不満が大きい所領は、ザクセンのどこにもなかった。その主たる原因は封建的諸負担の重圧、1835年からのザクセン租税制度の新導入、都市に対する大きな領主特権にあった。「そのためシェーンブルク所領は、都市と農村の共同の反封建的行動のための有利な前提が存在する、ザクセンで唯一の地域をなしていた。」

しかもその領主は「既に1848年以前に封建的収入の一部を産業資本・銀行資本に転化」していた。「全ドイツでは19世紀後半に初めて特徴的となるような、ブルジョアの諸関係への貴族の適応の傾向が、ザクセンの特殊な社会経済的条件の下で比較的早期に現われた」のである。「同時にシェーンブルク家の例は、封建的貨幣地代がブルジョアの発展と全く矛盾するのでは決してなく、資本主義的關係の下でもその利用者に十分有用でありえたことを証明する。」正にそれ故にこの領主は、「収益ある特権」の維持、貢租の「無慈悲」な徴収、「最大限の」償却地代の強奪を計ったのである。

48年3月初以来ここでも民衆運動がまず都市から沸上がった。しかし、Alexander Gräfを中心とする小市民的民主主義者が、「シェーンブルク家反対の統一的民衆運動を組織する」ために活躍した結果、3月21日以後、運動の「中心は都市から農村に移った。」そのうえ、領主側の強硬な態度は、「最初はシェーンブルク所領でも全く穩健であった反封建的要求が、日々に急進的となる」よう作用した。今や「広範な農村住民層は、一切の封建的諸負担の無償廃棄、ただこれのみが自らの真の利害に照応することを認識した。」運動は、「ザクセン内の他所ではどこにも見られないような強度に達した」のである。

かかる状況で4月5日、Gräfの組織した「民衆集会」が、シェーンブルク本家の居城のあるヴァルデンブルク市で開催された。「革命のこの段階では全ドイツで最大の大衆的

示威の一つ」であったこの集会において、前日に示された領主側の譲歩の不十分さは民衆を二分させた。穏健な多数派は従来通りの請願書方式に固執した。「小市民層の典型的な代表者」Gräfがそうであった。彼のような「民主主義者の左翼をも、『私的所有権のいわゆる侵害はブルジョアジーと同じく恐愕』させたのである。そのため、革命的行動を覚悟した民衆は、指導者を失なった。」領主と直接交渉すべく城門まで進んだ急進派民衆は、領主の逃亡に憤激して城内に突撃し、無防備の彼らへの騎兵の襲撃に対して、城に放火して報復した。これが、ザクセンにおける48年春の革命的行動の中で、従来ある程度知られていた唯一の事件、ヴァルデンプルク城突撃である。本事件関係被告人の圧倒的部分が手工業者と日雇であったことは、「二重の搾取に服し、恐慌の作用の下で苦難を忍ぶ、働く人々が民衆運動の革命的要素をなしていたことを明らかに認識させる。」しかしながら、「斗争を覚悟した民衆の先頭で動員し組織する勢力」が存在しないために、これは、「シェンブルク全体、そして多分ザクセン全体を包含する反封建的民衆蜂起の合図」とはなりえず、「指導者のない群衆の唯一の基礎的な革命的行動」に止まった。それに続いたのは「急速な崩壊」であった。

このことは既にその翌日に Glauchau 市で、翌々日には Lichtenstein 市で明らかになった。「若干の譲歩により鎮められ、また以前から農村住民と同じ程度にはシェンブルク家の特権の重圧に苦しんでいなかった都市住民は、ヨリ以上の革命的躍進への恐怖のため、農村での急進的な反封建運動から離れ、その〔特に民兵団の〕鎮撫的態度によって客観的には封建反動を支持したのである。」この内部分裂がまず「4月5日以降のシェンブルク所領における民衆運動の急速な沈滞」を規定した。同時に龐大な軍隊が動員され、「革命的な反封建的運動を絞殺した。これによって自由主義的なザクセン政府も『農村の封建制に射手の援助を』与えたのであった。」それ故にシェンブルク所領の民衆運動は、あの僅小の譲歩さえ暴動を口実に後日撤回されて、「言うに足る成果」をもたなかった。

第5節（165—79頁）は「革命的な反封建的行動の急速な沈滞の諸原因」を概括する。ザクセンにおいても「農村住民の革命的な反封建的運動は……5月初には最終的に消滅した。」この急速な沈滞の原因はいくつかある。まず、「反封建的民衆運動における社会的矛盾」。農村ブルジョアジーの「革命的な反封建的行動に対する恐怖がその沈滞をもたらした。次に、「多くの騎士領所有者の譲歩的態度と並んで、穏健自由主義的な3月内閣と、なお大いに貴族の混入した官僚との非常に器用な戦術が重要な役割を演じた。」国

家機構は「諸階級の上にいわゆる非党派的に立つ仲介者として」現われ、「農業問題の革命的解決を挫折させることに助力」し、穏健な「一部の民衆と妥協した」のである。

最後に、「革命的な反封建的運動反対のきわめて効果的なキャンペーン」。『秩序と法律』のこのキャンペーンは騎士領所有者と自由主義的市民層の代表者によって担われたのみでなく、「Blum のような」小市民的民主主義者も断乎たる革命的な反封建的行動を拒否した。」後の「極左派の指導者」Samuel Erdmann Tzschirner できえ、48年春にはそうであった。従って、「農村での民衆の自然発生的な革命的な反封建的行動が……急速に沈滞した主要原因をなすのは、1848年春における自由主義的ブルジョアジーの農民への裏切りと小市民的民主主義者の拒絶であった。その結果、……プロシヤ型の道で開始された農業問題の解決は、革命的に終結させられることなく、革命も最初の部分的成果の後、封建反動の全き無力化にまで継続させられもしなかった。」

(4) 第三章は「革命の一層の展開の中での農村の民衆の反封建的運動」と題し、その第1節(180—207頁)のテーマは「議会への反封建的『請願書の嵐』」である。「1848年春の農村住民の革命的な反封建的運動は全ドイツで疑いなく農民民衆の斗争における頂点をなした。」しかし農民民衆の斗争はそれで終結したのではない。今や「広範な農村住民層は、有産階級によって操縦された煽動的宣伝に影響されて、議会に希望を繫いだ」のである。

そこで48年のザクセン臨時邦議会には、「実にさまざまな種類の請願書の真の洪水が住民の全階層から届けられる」ことになった。「ザクセンの全村落の約 $\frac{1}{4}$ の住民」が、とりわけ5—6月に「封建制の制限あるいは廃絶を要求」した。所で、「農業における資本主義が、騎士領所有者の利害に適用プロシヤ型の道で将来も貫徹するか、それとも、プロシヤ型の道で開始された発展が、民衆に有利なアメリカ型の道で完成されるかが、革命の中で決定されねばならなかったので、農村住民の請願書を取りわけ次の視点の下で評価することが必須であることが分かる。(a)農村の民衆が一切の封建制の廃絶を要求するか、それとも、特に重圧的あるいは不法と感じられる若干の負担の廃止で満足するか。(b)擧取される農村住民が封建的諸負担の無償廃止を擁護するか、それとも、ヨリ有利な条件でのヨリ速かな償却のみを要求するか。」

さて、臨時邦議会への「反封建的請願書の最大部分は封建的諸貢租に向けられていた」が、そこにおいて最もしばしば要求されたのは、若干の封建的諸負担のヨリ有利な償却である。また、狩猟権・裁判権など「一切の他の封建的特権」も反対されていた。

さらにザクセンの農村住民はドイツ国民議会にも請願書を送った。「これらの請願書は

他のドイツ諸邦からの提案に対してその数によってばかりでなく、その反封建的な徹底性によっても際立っていた。」その原因は「ザクセン邦議会の身分的・保守的性格」の存続に対する農村住民の不信と、「主として左派あるいは極左派に属していたザクセン選出国民議会議員」、特にあの Joseph への彼らの信頼にあった。地域別に見ると、邦議会への請願書と同じく、「春の革命運動の中心」、中でもシェンブルク所領（「一切の封建制の無償廃止」）からのものが最も多い。左派自由主義者 Heinrich Graichen 起草の請願書（『最も公正』な廃棄）も重要である。

このようにして農村住民は「反封建的諸措置を合法的に貫徹」しようとしたのである。管区領民の参加により、「第一段階と比べて、新しい段階の反封建運動はその幅が大きくなった。」また、議会への「請願書が通例遙かにヨリ一般化して定式化された」ことは、複数所領の領民の共同請願に導いた。これと関連して反封建的運動はヨリ組織化され、しばしば農民協会 Bauernverein が結成されるに至った。

かかる「議会への『請願書の嵐』は差当りは明白な効果をもたなかった。」邦議会について言えば、「封建的諸負担に関してすべては差当り元のままであった」し、国民議会も「一切の対物的諸負担の償却という反農民的原則」を打出し、「大抵のザクセン選出議員によって支持されたヨリ以上の要求はすべて拒否された。」「反封建的民衆運動の一成果」として、領主裁判権・狩猟特権などの「無償廃棄がドイツ国民基本法に取入れられた」のみであった。しかしながら、「1848年夏の請願書は……反封建的大衆運動の復興のための地盤を準備した」のである。

第2節（208—35頁）は「1848年秋の小市民的民主主義による農村民衆の動員」を問題にする。6月のパリ・プロレタリアートの鎮圧は「ドイツでも反革命に攻撃を信号した。」ザクセンの貴族はオーバーラウジッツを先頭に、「農業協会」を利用するほか、6月末から立憲協会 Konstitutioneller Verein を設立し始めた。「反革命勢力のこの進撃開始は、1848年春には他のドイツ諸邦の自由主義と比べて驚くほど左に立っていたザクセンの自由主義者が、急速に展開する共和主義的煽動の影響の下で著しく右へ旋回したことによって、助成された。」保守派・自由主義派と民主主義派との対立激化は「9月危機」を生み、「議会に改正選挙法案が提出、採択された後に初めて、民衆の興奮は徐々に沈静した。」「階級斗争の激化は農村の民衆運動にも新たな浮揚力を与えた。」これには祖国協会の影響が大であった。「この小市民的民主主義の党派は既に結成直後に農村にも地歩を占めていた」が、反動勢力の組織化は「農村住民の間の進歩的政治運動の復興」をもたらし、7

月末まずフォークトランドで農民協会が祖国協会に改組された。これは「祖国協会への農民層の加速的結集の合図」となり、「1848年秋には領内に到る所で、」夥しい農村住民の参加した「民衆集会」が祖国協会によって開催されるまでになった。かくて同年12月の邦議会選挙に際して祖国協会の農業綱領は「公式に修正」され、共産主義者同盟ほど徹底的にはないとしても、「証明しうる反対給付」ではない封建的諸負担の「無償」廃棄を要求するに至った。「同時に他の一連の要因も農村民衆の動員に寄与した。」重圧的諸負担の存続への不満、臨時邦議会への失望、国民議会でのドイツ国民基本法の審議、狩猟特権の変ることなき行使がそれである。

そこで「1848年秋にはザクセンで反封建的運動は復興した。」その成長は、地代支払拒否にまで達する「農村住民のさまざまな行動にも反映していた。」「1848年春のその発端と比べて、それはヨリ大きな幅によってのみでなく、ヨリ断固たる要求によっても卓越して」おり、「農村民衆に支持された『第二革命』への恐怖」を政府・保守派・自由主義派に痛感させた。とりわけ、「ザクセンの共和主義運動の中心地フォークトランド」では、「農村住民のますます大きな部分が小市民的民主主義の大衆的基盤となっていくた」し、「封建反動の最強の要塞オーバーラウジッツ」においてさえ祖国協会は勢力を拡大した。それ故に12月選挙は「工業的性格の選挙区においてのみでなく、顕著な農業地域においても」祖国協会の完勝に終わった。

このように、ザクセンでは「都市の民主主義者と……農村住民大衆の間に、全ドイツに模範的な密接な同盟が発展した。」このための有利な前提はザクセン農村の工業化の進展によって与えられていた。「民主主義勢力がザクセンでは革命の全期間に、妨げられることなく展開しえた事実も」それに寄与した。この同盟の形成によって「一方で農村の民衆運動は新しい質を受取り、」「孤立を克服」した。「他方では封建的諸負担の廃止と封建制の打破は民主主義的変革の完遂のための基礎であった。」

第3節(236—58頁)は「1849年における民衆の反封建的運動、ドレスデン5月蜂起鎮圧まで」を究明する。「1849年初にはドイツにおける革命と反革命の勢力関係は全く反動に有利に移っていた。」ザクセンではそれは「極右派」ザクセン協会 Sachsenverein の結成、3月内閣の倒壊と「遙かに右」の勢力の権力掌握、祖国協会の分裂に表現されていた。

にもかかわらず、「初めて民主主義的に選挙された新しい」「議会には、解散までの3ヶ月に反封建的諸願書が正に積み上げられた。」全村落の約 $\frac{1}{2}$ ないし $\frac{1}{3}$ の住民により署名

された請願書の数は、「1848年と比べて2倍以上になっている。」「反封建的運動は幅を増したのみではない。」「反封建的要求の徹底性が増大」した。それを明示するのは、「第一に、1848年夏には農村住民の比較的小さい集団によってのみ提起されたところの、一切の封建的諸負担の無償廃止への要求が、広範な民衆の標語となったこと、第二に、最も進歩的な勢力は同時に、」償却地代の軽減・国家負担・廃止などの形態で、「農村での資本主義発展のプロシャ型の道に対してますます徹底的に斗争し始めたこと」である。つまり、「反封建的運動はザクセンで1848年春以来、一大飛躍を」遂げ、民衆は民主主義者の影響の下に「自らの利害をますます明確に意識してきた。」「民主主義運動における極左派の牙城西部ザクセン」を中心とする、「彼らの中の最も進歩的な勢力は……小市民的農業綱領におお付着していた限界を克服した。こうして反封建的運動は次第に、農村での客観的に必然的な課題に非常に近い内容を受取ったのである。」「もし農民・小屋住農のこの新しい要求が1848年秋と同じように、民主主義的党派によって農村における政治活動の中心に据えられたならば、」シュレージェンの農民に倣って、「比較的短期間にザクセン農村住民の圧倒的多数が『ザクセンの10億』の返済を要求したであろうと予想された。」

しかしそれは二つの「決定的」原因から実現しなかった。第一はこの「決定的段階」における指導力の欠如である。祖国協会の穏健多数派は今やその選挙綱領からさえ離れていた。Tzschirner の指導の下に「徹底的な反封建的要求」と『第二革命』の実現に努力した祖国協会「極左派」は、民衆に限られた影響力しかもたなかった。「労働者階級は1849年には客観的になお……民衆の指導を引受ける状態にはなかった。」「第二に、農村での反封建的運動の発展は、それがさらに展開しうる前に、ザクセンにおける革命の敗北によって中絶させられた。」「国王による「議会の解散に民衆はドレスデン5月蜂起でもって答え」た。蜂起の『現実に向かう中核』は都市の労働者階級であり、若干の農村プロレタリア層を含んでいた。これに対して、「小市民層の多数は行動に全く無能力であることをこの決定的瞬間に証明」したにすぎず、農民大衆も、彼らの集会・示威への参加と「バリケード戦士への物質的援助」が確認されるとしても、『民主主義革命の完全なそして最も急進的な支持者』にはまだなっていなかった。南ドイツと異なった「貧農大衆」の蜂起への不参加は、「まず第一に両地方におけるドイツ国憲法戦役の経過の差異によって規定されたであろう。」ザクセンでは、「十分に武装した援軍を組織する」暇もなく、戦いは僅か数日間ドレスデンだけで行なわれたからである。

「ドレスデン5月蜂起とバーデン・プファルツでの戦いと敗北は全ドイツで革命の運命を決した。こうして農業問題の革命的解決のための農村民衆の斗争も、革命の敗北に導いたと同一の理由から、即ち、進歩と国民との利益へのブルジョアジーの裏切りと民主主義的小市民層の不徹底性から、水泡に帰した。」ザクセンも「反動期」に入り、「農村住民の反封建的運動は急速に消滅」した。

「農村民衆の反封建斗争はザクセンにおいて、言うに足る直接的成果に導かなかった。」
 「民主主義的」邦議会の「最重要の成果」は「ドイツ国民基本法のザクセン採択」であったが、その「反封建の規定」にもかかわらず政府は「狩猟特権のみを消滅したと看做した。」
 「この慎しやかな成果でさえも」騎士領所有者から攻撃され、「遂に1858年、事後的償却が彼らに承認され」ざるをえなかった。勿論、民衆の「反封建斗争は決して無駄ではなかった。」その後公布された「1832年償却法への若干の重要な追加法」によって、「封建的諸負担の買戻しは決定的に容易にされ、加速化され」た。「革命の敗北から10年後には一切の封建的諸負担が償却された」のである。「農村における封建制の最後の砦」領主裁判権も1855年に廃止されたので、「50年代末には封建的生産諸関係はその一切の束縛とともにザクセンで最終的に廃棄された。これとともに、農業における資本主義発展のプロシヤ型の道に典型的な、『……賦役領主制度の特徴と資本主義制度の特徴とを一身に兼ね備えた過渡的制度』……は、革命後比較的短期間に廃絶された。」けれども、「革命の最も重要な進歩的成果」としての、そして「農村民衆の反封建斗争の明白な結果」としての「償却立法の完成」は、「革命の敗北のために、農業における資本主義の発展が、民衆に不利な道で成就されたこと」を欺くことはできない。農村住民は「封建的束縛からの解放のために、20世紀まで……重圧的な償却地代を支払」い、「償却後も長くその余波に苦し」まねばならなかったからである。

(5) 以上、第二―第三章は強烈な問題意識に導かれつつ、発掘した豊富な資料に基づき、3月革命期のザクセン農村における民衆運動を初めて具体的に解明しており、誠に優れた開拓者的業績と言いうるのであろう。この部分について評者の気付いた問題点は次の如くである。まず、第二章第4節が「農村における革命的運動の最高潮」という観点から「シェーンブルク所領の一揆」を問題にする以上、ヴァルデンブルク城突撃事件「被告人の社会的構成」と並んで、その居住地別分布も調査する必要があったであろう。また、第三章第1節では、ザクセン以外の諸邦の農村住民からの請願書について国民議会議事録が十分に検討されておらず、⁽⁴⁾そのためザクセンからの請願書がやや過大に評価されていると考えら

れる。さらに著者は第Ⅲ章第1・3節で、東エルベで「特徴的」であった「騎士領の分割あるいは土地配分への農業プロレタリアート・土地不足農民の要求」が、ザクセン農村住民の邦議会への請願書においては提起されなかった根拠を、「社会経済構造の特殊性」あるいは「農村の土地所有者大衆」の「所有権侵害への恐怖」から簡単に説明しているが、これはあまり説得的ではない。1790年のザクセン農民一揆においては、後に見るように、これが部分的に敢行されていたのである。

第Ⅲ章第3節では、「特にフォークトラントとエルツゲビルゲの工業プロレタリアートによって支持された〔祖国同盟〕極左派」についての238頁の発言（「彼らの後にはザクセンの祖国協会および労働者協会 *Arbeiterverein* の過半数 *Mehrheit* が立っていた、だが彼らは邦議会では少数派を占めるにすぎなかった」）と248頁の叙述（「民主主義運動の内での極左派の潮流は独自の組織 *eigener Organisationsapparat* をもっていなかったもので、大衆に対するその影響は限られていた」）とは一貫しないであろう。同じく第3節で著者は、「1849—50年の邦議会にも勿論なお多数の反封建的請願書が提出された」が、「変化した政治的勢力関係の下では、民衆によって追求された封建的諸負担の無償廃棄への展望はもはや存在しなかった」と述べて、これらの請願書を全く分析していない。しかし反動期の請願書も「償却立法の完成」との関連では、農村住民の持続的努力の表現として留意に値すると思われる。

著者は最後に全体を「総括」（259—67頁）し、詳細な「史料・文献目録」（270—94頁）と、農村住民の請願書を中心とする21点もの「史料および資料」（296—373頁）を付加えている。目録および、殊に、大部の史料は今後の研究に資する所、大であろう。

この紹介の稿を閉じる前に、本著作全体に係る問題点に触れておけば、まず、前稿でも指摘したことであるが、「ブルジョアジー」、特に「大ブルジョアジー」の用語法がなお厳密を欠くように思われる。次に、「反封建的」なる概念が著者の理解にあっては狭すぎるのではないか。著者は3月革命期ザクセンの農村民衆運動に、農村住民の、とりわけ土地保有者としての性格という視角から光をあて、驚嘆すべき成果を収めたが、農村住民は、土地保有関係を媒介として狭義の封建地代を負担する土地保有者であったのみでなく、農村工業の担い手でもあり、一般に封建的被支配者層であった。従って、農村民衆運動の中で提起される諸要求を分析する場合には、この点の考慮も不可欠であろう。著者は、48年夏の邦議会への請願書が封建的諸負担と「同じ程度に一切の他の封建的特権にも」反対し

たと、簡単にはあるが、指摘しているのに、他の場合にはこれが検討されていない。また、ツィッタウ市所領などでの手工業貢租を除けば、領邦絶対主義的農村工業規制の存続にもかかわらず、「営業の自由」に関連する諸問題は要求されなかったのであろうか。同時代人 Albert Judeich は、⁽⁵⁾ザクセンにおける地代免除 Grundentlastung について列挙的に記述する中で、「ある種の 営業経営に関する 農場領主への従来の 一切の 給付・貢租」ないし「営業貢租および認可特権」は、包括的な1851年の償却法追加法によって（ただし、オーバーラウジッツでは52年に）、また、「閉鎖的ツンフトに属する」「一切の営業上の禁止権」は、61年の「営業法」および補足法によって有償廃止されたと指摘しているのに、著者が、32年償却法によって 触れられなかった義務の一つ、領主裁判権に由来する諸給付の中に、「すべての種類の営業権の賦与に対する認可料」を数えただけで、この点に立入らないことは、農業資本主義の発展を農民層分解と係らせて把握した第I章第2節が、農村工業における両極分解、中でも工業ブルジョアジーの形成の問題を無視したことと不可分の関連があると考えられる。終りに評者の希望を一つ。当面の時期には、Joseph や Graichen の起草した請願書が流布したように、激動期に相応しく、農村住民の経済状態とその志向を内容とする時論が夥しく公表されたであろう。これらの史料をもなお一層組織的に発掘し、そこに見出されるであろうさまじまの対立を、社会諸階層の経済的利害に関連させて、究明してほしかったと思う。

III

Erhard Hartstock, Zur Bauernbewegung im sorbischen Gebiet der sächsischen Oberlausitz 1848—1849. In: Lětopis, Jahresschrift des Instituts für sorbische Volksforschung. Reihe B. Nr. 12. Bautzen 1965. SS. 117—43.

著者はまず序論（117—21頁）で研究史を整理し、分析視角を提示する。「1848—49年のブルジョア民主主義革命においてはドイツの広い地域で、オーバーラウジッツでも、農民運動の成長が認められる。だが、このゾルベ人の農民運動は文献の中で相応の顧慮を払われてはいない。」本研究は「1848—49年のザクセン領オーバーラウジッツのゾルベ人地域〔本稿ではゾルベ人地域と略記〕における農民運動、およびゾルベ知識人の諸傾向とそれの相互関係」を対象とする。⁽⁶⁾

「このゾルベ人の農民運動の一層深い原因は資本主義的農民解放の『プロシャ型の道』

に由来する。」ザクセンの償却法の実施以後も鎮まらなかった「農民の斗争は、社会進歩のこの道に対する抗議であった。それは農場領主的改革事業の最大の弊害の防止を目指し、そして間もなく、即ち1848—49年の革命期には局地的、オーバーラウジツ的、およびザクセン全国的な、レベルでのユンカーの政治的支配の若干の時代錯誤的権力手段の清算をも目指したのである。」

次いで、第1節（121—34頁）は「1848年3月から10月までの農民運動」を明らかにする。革命勃発の後、「ゾルベ人地域でも農民は〔マリエンシュテルン修道院領農民を初めとして〕既に3—4月に領主に対して諸要求〔まず第1に経済的な要求〕を提出し、「騎士領所有者はヨリ危険な行動への恐怖から農民層の要求〔の一部〕を殆ど例外なく叶えた。」「しかし直ちに農民は、ユンカーの譲歩が無価値であることを悟らねばならなかった。」4月20日、領主から脅迫などによって斗い取られた『権利放棄および契約』は無効、と指令されたからである。これによって、3月16日に成立した、「ザクセンの自由主義者の代表たる Braun 内閣は、反封建的農民運動を毫も援助する意向がないことを公表した。にもかかわらず農村住民は騎士領所有者とその特権に対する斗争を、ヨリ高い発展段階において続行した。」

「ドイツにおける革命の勃発直後に諸協会に結集した小市民的民主主義者および自由主義者の例に倣って、」ゾルベ人地域でも5月末から10月央までに4「農民協会」が結成された。「協会に組織された農民は、社会的向上のための斗争を二つの方向で行なった。従来より低い程度においてではあるが、依然として彼らは、最も不法で、彼らにとって目下特に重圧的な封建的諸義務・諸妨害の即時廃止を要求した。」例えば塩強制 *Salzzwang*、「手工業者に対する禁制権」。しかし、「農民の主要な斗争方式は請願書運動にあった。」4月20日のあの指令に対して「農民は今や、その正当な要求が法的に規制・認可されることを要求した。」「この請願書運動への衝撃は多分既に1848年3月に、」ゾルベ人地域にも送られてきた *Gross-und Kleinzschocher* 村の請願書によって与えられた。「最も重要で最も広範囲の請願書」は、「*Radibor* ゾルベ人農民協会」の創設過程で5月に作成され、9月にザクセン邦議会に提出された、いわゆる『ゾルベ人農民の請願書』である。これは3月革命期における「ゾルベ人農民層の反封建的綱領」と評価される。

この請願書および諸農民協会の成立はゾルベ人の「民主主義的」知識人 *Jan Radyserb-Wjela* ならびに *Jan Bartko* の活動と密接な関連があった。両者が「事実上の編集者」

であった「政治的週刊新聞」『ゾルベ報知』Serbski Nowinkar は、「一貫して進歩の立場に立つ……当時唯一のゾルベ語言論機関」であって、その短い発行期間（48年3月末—8月央）にもかかわらず「民衆に革命的・民主主義的に影響」した。「農民はその斗争において祖国協会の左派勢力によっても援助された。」Tzschirner を議長とする「パウツェン Bautzen 祖国協会は、8—9月にゾルベ人農民協会と協力して民衆集会……を組織したのである。」

以上、農民協会の「運動は当時の事情にあつては既に非常な広がりには到達していた。」

それでは、「1848年10月から1849年5月までの農民運動」はいかなるものであったのか。著者はこれを第2節（134—41頁）で取上げる。「ゾルベ人の小市民的知識人」の中の「自由主義的ブルジョア階級を志向する部分は、……農民のさまざまな要求に反対」して、9月初、「政治的・組織的中心」としてゾルベ人弁論協会 Sorbischer Redeübungsverein を創設し、10月末には、「48年12月の邦議会選挙の準備との関連で」、これと既存の二農民協会とを連合ゾルベ人協会 Vereinigte sorbische Vereine に同盟せしめた。自由主義的知識人は連合協会の議長に、弁論協会議長たる騎士領所有者 Franz Hugo Seyfert を就任させ、「農民運動の民主主義的志向への若干の譲歩を伴う〔とはいえ〕顕著に自由主義的な綱領」を連合協会のために定めた。彼らはこれによって、農民を「民主主義者の綱領から離反」させることに成功した。自由主義的グループは「農村住民の組織化を同時に強く追求」した。そのため「ゾルベ人協会」が激増し、「それらはすべて連合ゾルベ人協会に加盟した。」「今や協会の直接的影響は殆ど……ゾルベ人地域全体に及んだ。」

「新しい協会の設立とその中央集権化は疑いなく農民の斗争における組織上の大きな進歩であった。〔しかし、〕それが殆ど言語的・文化的同権のみに努力を傾けたことは、ゾルベ人農民運動の新しい段階における退歩であった。」この時期には、「邦議会への農民層の社会的地位の向上を要求する請願書」は、数多の封建的諸負担の「無償かつ完全」な廃止という「一層断乎たる要求」を含むものもあるとはいえ、2通しかないからである。連合協会のかかる運動はまた、「パウツェン祖国協会の小市民的・民主主義的ないし共和主義的勢力との訣別」をもたらした。そして、この「近視眼的政策の成果」は選挙戦の惨敗であった。

「邦議会選挙は農民運動の第二段階において絶頂であった。だが、協会の運動は選挙後に消滅したのでは決していない。」49年4月末、連合協会は「社会的問題」を「圧倒的多数」

の支持により要求の中に入られることになった。「しかしこの新しい発展は1849年のドレスデン5月蜂起の鎮圧によって突然中断されたのである。」

最後に(141—43頁)著者は以上を総括し、結論する。「1848—49年のブルジョア民主主義革命の敗北によりゾルベ人の民族的運動は重要な成果を何ら収めえなかった。それにもかかわらず1848—49年の運動は、資本主義的ドイツの支配階級による民族的な権利剝奪と抑圧に対する、その後の防衛戦の基礎となった。」

本論文に対する疑問点の若干。1) 著者は『ゾルベ人農民の請願書』が、「なお存続して、進歩を阻んでいる封建的残基に反対し、封建的束縛の買戻しの道に反対した」と評価するけれども、内容的に「特に強調されるべきは番所料・保護料 Wach-und Schutzgeld, 製粉強制・塩強制の無償廃止……ならびに償却地代の引下げ……の要求である」とすれば、あの評価は妥当ではないのではないか。2) 著者は既に農民運動の第一段階において Tzschirner と祖國協会が農民運動を援助したと主張するが、いかなる立場においてであったかが明確でない。Zeise の指摘が参照されるべきである。3) 第二段階の農民運動が、「社会的問題」の解決を目指さない連合協会に吸収されていった基礎は何であったのか。また、第一段階で誠に顕著であった「民主主義的」知識人の影響は、何故に消滅し去ったのであろうか。4) 農民運動の段階を48年10月21日ないし10月末で区分する根拠は、連合協会の創設にあるようであるが、明示されてはいない。5) 「手工業者に対する禁制権」が運動の中で問題とされたのに、農村工業について検討が加えられていない。

IV

Percy Stulz, Die antifeudale Bauernbewegung. In : P. Stulz/Alfred Opitz, Volksbewegungen in Kursachsen zur Zeit der Französischen Revolution. Berlin 1956. SS. 7—123.

「フランス革命期のドイツにおける階級斗争と、当時の我国の反封建的農民運動に対するこの歴史的事件の影響は、問題の意義に比べて、ドイツの歴史学において従来余りにも顧みられなかった。ブルジョア歴史学はドイツの精神界へのフランス革命の作用を主として対象として、この時期の経済的・政治的斗争を徹底的に研究することを軽視した。」「しかし実際は、ドイツ人民はこの時期に大ドイツ農民戦争以来初めて、強力な行動によって歴史の舞台に再び登場したのである。」本著作は、「従来なお十分には研究されてい

ない」フランス革命期のザクセン選帝侯国，特にその本領地域の農民運動を追究する。⁽⁷⁾

「1790年の農民一揆そのものについては H[ellmuth] Schmidt の良心的で、広範な文書研究に基づく劣作⁽⁸⁾……が存在するが、そこではその原因がヨリ深く取扱われておらず、その意義も相応に評価されてはいない」からである。

以上に要約した「序文」(9—10頁)に続いて、著者は歴史的諸前提を第I章「16世紀からフランス革命勃発までの農村諸関係の歴史と、この時期の増大する封建的搾取に対する農民の斗争」において明らかにする。まず序論(11—14頁)で、この約3世紀間のザクセンにおける「市民」と貴族の経済的・政治的勢力関係の、貴族に有利な推移を概観し、「市民的諸勢力……がそれに決定的に関与し、時代遅れの封建的行政の一定の改革を意味したところの、国家再建も、〔貴族の優位という〕この事実を殆ど変更することはできなかった」と言う。

第1節(14—23頁)は「16世紀から18世紀までの領主＝農民関係の発展」を跡付ける。「下級貴族の市場生産への移行は農村住民の搾取を、特に裁判領主としての封建領主への賦役・給付の形態で強化」した。しかしながら、「プロイセンの大抵の地域でみられたような、下級貴族の殆ど無制限の権力拡大は、経済的に遙かに発展したザクセン選帝侯国では、オーバーラウジッツを除き領邦君主によって阻止された。領邦君主は……殊に農村住民に重い租税を賦課していた」ため、農民層の維持を企図したからである。

第2節「18世紀末の農民の状態」(23—30頁)。「18世紀後半における農民負担の増大の決定的原因」は、7年戦争による被害を回復するためというよりむしろ、領主が「一般的な経済的好況の下で商品生産を拡大」しようとしたことにある。その労働力は奉公人強制 Gesindezwangsdienst の強化と農村における「市民的営業」の禁止⁽⁹⁾によって徴発されるべきであった。領主農業の集約化(犁耕回数増加と「休閒地の夏期栽培」)、賦役の不定量化も賦役の増大に導いた。また、メリノ種羊の輸入以来、「領主牧羊業が急激に勃興」し、それにつれて領主放牧権は時間的・空間的に拡張され、「農民にとって耐え難い負担」となった。森林地帯の「農民経営に対しては領邦君主の狩猟特権が、領主放牧権と殆ど同様に重大な結果を及ぼした。」領主、中でも裁判領主への貢租も決して軽くはなかった。それに加えて、「7年戦争後その頂点に達した」租税は、「農民の剰余生産物」の中で、「土地領主・裁判領主として封建領主が直接獲得する部分より遙かに小さくはなく、管区農民の場合にはしばしばずっと大きかった。」しかし、租税と地代という「搾取の二

形態は農民に対する作用を異にして」いた。「租税は農民にとって、比較的確定した計算しうる量であったのに対して、農場領主への貢租・給付はしばしば恣意的に引上げられ、ヨリ重圧的であり（特に賦役と羊放牧権）、農民経営の発展を遙かに強く阻害した。」

以上をまとめると、「さまざまなブルジョア歴史家に反対して、ザクセンの農民の、まず第一に騎士領農民の状態は18世紀に決して良好ではなかった、と言われねばならない。それは16世紀に比べて著しく悪化しており、西部ドイツの農村住民のそれより一般に良くはなく、部分的にはむしろ悪かった。」とりわけ、土地を全く、あるいは殆ど保有しない農村住民下層は、非常に苦境の中にあった。彼らは、その数が特に多いエルツゲビルゲとオーバーラウジッツでは、「主として家内工業と鉱山業で生活」し、彼らが決して少数でない、その他の地方では、「彼らの多くは日雇・奉公人として騎士領あるいは大農経営で働いた。」

第3節（30—42頁）は「1790年までの、封建的搾取に対する農民の斗争」を概括する。「搾取者と被搾取者との階級斗争が封建的秩序の基本的傾向をなす」のであり、ザクセンでも農民戦争期以来、領主に対する農民の抵抗がないのでは決してなかった。「だが、農村民衆の斗争は封建的秩序を事実上危うくするまでにはなお至らなかった。それは一般的には、個々の、特に重圧的な封建的諸負担に」向けられており、「純粹に局地的な性格」をもっていた。「1789—90年の経済的・政治的状况が初めて、」ヨリ高い段階の斗争に導いたのである。

そこで著者は第Ⅱ章「1790年の反封建的農民一揆」に入り、第1節（43—49頁）で「農民運動に対するフランス革命の影響」に光を当て、農民一揆の原因を考察する。『永遠の』秩序を破壊したフランス革命は、その諸事件についての情報が「口頭で、書面で、また新聞とパンフレットの洪水によって疾風の如くに」伝えられたドイツでも、「民衆蜂起、特に農民運動の波」を喚起した。とりわけ1790年8月のザクセン農民一揆についてはフランス革命の直接的影響が確認される。しかしながらフランス革命がこの一揆の原因では決してない。「その原因は、歴史的に時代遅れのドイツの状態自身の中に、封建領主による耐え難い搾取の中に、1789—90年における農民大衆の状態の一層の急激な悪化の中にあった。」実際、89—90年の厳寒は殊に森林地方で野獣による農作物の被害を激甚ならしめ、90年の早魃は一般に非常に凶作と深刻な飼料不足をもたらしたのである。

第2節（49—57頁）は「封建的狩猟特権に対する農民の斗争」を取扱う。90年5月下

旬、獣害の特に甚だしかったマイセン高地で、いわゆる狩猟一揆 Jagdunruhen が勃発した。農民たちは耕地から野獣を放逐し、さらには殺害した。その結果、一揆は中心地において7月には次第に沈静していくことになった。

この時出現したのが、「ガイスラー Christian Benjamin Geissler の『煽動文書』」である。第3節(57—65頁)はその内容を分析し、その意義を次のように要約している。「(1)それが若干の封建的特権の廃止のみでなく、現存の状態の暴力的な変革を要求していること、(2)都市民衆の利害と農村民衆の利害を共に代表し、両者に共同行動を呼掛けていること、(3)フランスの革命的諸事件と封建的狩猟特権に対する農民の運動との印象の下で、民衆の斗争心が急速に高まる状況の中で現われ、彼らの感情に意識的に結びつき、広範な反抗への運動の転換を熱望し、実際上もそれを促進していること」と。

第4節(65—79頁)はいよいよ「一揆の勃発とその経過、運動中心地への強力な軍隊の配置まで」を解明する。「一揆の決定的出発点・中心地となったのは、ザクセンで最も肥沃な地域の一つ、ロマツチュ Lommatzsch 周辺地域〔マイセン県〕……であった。ここでは、比較的富裕な大農の比率が大抵他の地域でより高かった。」しかしここでも富農は「数的に支配的」では決してなかった。しかも、「土地を殆どあるいは全く保有せぬ階層は、他の一揆発生地では大抵、ロマツチュ管轄区でよりなお一層大きな比率を農村住民の中で占めていた。到る所でこの階層が運動を担う要素であり、それに特質を与えた。」「だが、比較的豊かな農民層も、故あって運動に参加した。」89—90年における彼らの状態の「相対的劣悪化」に加えて、「農村の資本家に発展し始めた」彼らの、「封建権力に対する抵抗は、彼らの目覚めつつあるブルジョアの利害の表現でもあった」のである。その上、ロマツチュ周辺地域では7年戦争の被害が特に大きかった。また、「マイセン地方全体でと同じく、騎士領がきわめて数多く、広大であり、その裁判権に農村住民の圧倒的 maximum が服していた。」

「かかる封建領主の典型的代表者」たる大貴族「Zehmen の領民は、既に70年代以来その領主に対して激しい訴訟を行っていた、領主が彼らの牧羊を禁止したからであり、大旱魃の今も放牧権を少しの制限もせずに行使したため、農民たちは瘦せた家畜を飼料不足からしばしば屠殺せねばならなかった。」そこで Zehmen 所領農民は、90年春から2度に亘って選帝侯に提出した苦情書が成果を収めなかった後、8月3日、1村全農民の賦役拒否によって組織的斗争を開始し、3村の耕地からの領主羊群の放逐(4日)、さらには1村

での「一切の封建的諸給付の最初の公式的拒否」(9日)へと斗争を強化していった。運動は8月半から周辺の他の所領にも拡大し、23日には、多数の村々から結集した農民約8,000人の一部は、3日前に逮捕された指導者5人を、マイセン市と Nossen 市で釈放させた。

エルツゲビルゲの Chemnitz 近郊 Einsiedel 裁判区でも8月4日に1村が賦役を拒否し、運動はここを第二の出発点・今一つの中心地として周辺に拡大していった。

こうして8月末には、「運動中心地から一部は非常に離れた地方」においてさえ、一揆が「大抵なお孤立的であるとしても」勃発した。

その場合、「領地所有者は大抵 Pinnewitz や Schleinitz でと同じような事情の下で〔即ち、農民集団の圧力による小規模の軍隊の撤退ないし武装解除の後〕、その封建的諸特権を文書によって放棄することを強制された。そうでなければ一揆村落は、全員によって署名された宣言の中で、賦役と諸給付を拒否した。」時には強制奉公人の解放、地代帳の奪取、領主地の収用も実行された。このように、「一揆民衆の要求は、純然たる農民運動においては彼らの政治的未成熟のために一般にそうであるように、主として経済的利害に係った。しかしながら農民の斗争は客観的には個々の封建的諸負担の廃止のみでなく、封建的搾取制度とその支配階級、封建貴族の廃絶をも求めており、それによって政治的性格を受取った。」勿論、「運動の最も活動的で、最も断乎たる部分」のみが、運動の本質を意識していたのであるが。

とにかく、「8月末には一揆農民は相当に広大な地域において事実上、事態を制圧していた。封建的國家機構の諸機関は部分的にはその機能をもはや果たしえなかった。」「しかし、農民大衆のみでは運動を勝利させることはできなかった。彼らは都市諸階層の援助、とりわけ指導を頼りにしていた。」

そこで第5節(79—86頁)は「農民一揆の間の都市住民の態度」を追及する。「農村民衆の勇敢な反抗は都市でも階級斗争の激化に導いた。」だが都市では、「農村でのそのように支配階級を甚だしく脅かす運動」は発生しなかった。「都市においては、その多数は経済的意義が小さく、硬直したツンフト強制と貢租・租税の夥しさが資本主義的生産様式の発展を著しく阻害していたので、自ら政治権力を掌握するために、農民一揆による封建体制の動揺を利用しようと決意し、かつその能力をもった、経済的に強力で、政治的に自覚的な市民層が欠けていた。」逆に、「都市下層民、『賤民』Pöbel が、彼らを搾取る市政を顛覆させ、富者の財産を没収するために、農民に与するかもしれぬとの考え」に

恐愕した「富裕市民層は、封建的国家機構による保護に関心を」もっていた。「それ故、都市の援助は運動とはならず、〔Liebstadt 市の綱工ガイスラーや相当多数のいわゆる農民弁護士 Bauernadvokaten, さらには法学者 C. H. von Römer⁽¹⁰⁾ のような〕 個人人の行動に限られていた。しかしそれは、封建制に対する斗争において同志としての農民層を指導するという市民的階級利害の徴候として評価されるべきである。」

結局、「都市住民による農民一揆への言うに足る援助は生じなかった。農村民衆の一揆は孤立していた。そこで支配階級は、妨げられることなく反撃を準備し、一揆の鎮圧に全力を集中することができたのである。」

第6節(86—97頁)では「運動中心地における一揆の鎮圧と他の地域におけるその後の経過」が辿られる。8月24日になって漸く、政府は農民運動の全容を認識し、然るべき対策を講じることができた。集結せしめられた大軍は25日から部分的に、30日からは全面的にロマッチュ地域の一揆村落を、殆ど抵抗を受けることなく占領した。「一揆の急速な鎮圧が成功したのはまず第一に、運動が組織化へのさまざまの端初にもかかわらず、その自然発生的性格を一般的に克服していなかった……からである。」 経済状態において良好な管区農民や富農は特に速かに屈服した。

他の地域では、「しかしながら支配階級は、運動を原発生地では急速に鎮圧することができなかった、同様に強力な軍事力を配置できなかったからである。一揆は9月初に僅かながら範囲をなお拡大しきえ」した。殊にシェーンブルク所領の農民は、司法官試補 cand. jur. たる Herrmann の指導の下に激しく抵抗した。遂にザクセンの農民一揆が完全に鎮圧されたのは10月末である。

この「農民一揆はザクセンの国境をこえて支配階級を動揺させ、近隣諸国の民衆の態度にも影響しないではおかなかった。」前者はプロイセン国王およびドイツ皇帝の援助提案に、後者は90年のロイスの一揆、93年のシュレージェンの一揆に示される。

第Ⅲ章は「1790年以後の農村民衆の斗争と支配階級の態度」を考察する。90年一揆の後、支配階級の「全努力は、公然たる階級斗争の繰返し迫ってくる勃発を予防し、その動揺した地位を安定させることに向けられた。」まず第1節(98—100頁)で、特徴的に弁護士に関する規定を含む「一揆令」の強化などの「政府の抑圧手段」が、次いで第2節(100—103頁)では、「民衆、特に農民が『感染』している」フランス革命の理念に対抗するために、政府によって組織された「反革命的宣伝」が、取扱われる。

しかし、それだけではなお不十分であって、支配階級の内部からも「改革への志向」が顕在化してきた。第3節（103—07頁）はそれを主題としている。既に90年9月には、農民一揆との直接的関連の下に、「賦役・貢租の軽減、放牧権行使の緩和および強制奉公人賃金の引上げ」が、91—92年にも領主＝農民間の訴訟の短縮化のための改革案が、中級官庁によって提案された。93年の議会では、「多数の都市代表が貴族の免税特権を精力的に攻撃した。」⁽¹¹⁾これに対して騎士層は、自身に直接関係のない公的な運搬賦役の廃止・制限と領邦君主の狩猟特権の緩和を要請した。政府も、「農民負担の引上げを意味する判決あるいは協定」の成立を禁止し、『晩春の放牧のできる限りの廃止あるいは制限』を指令している。「全体として見て、一揆農民への譲歩は微々たるものであった。一般に何かが生じたとすれば、それは、支配階級がフランス革命の諸事件と自国の一揆を考慮し、下からの圧力で譲歩せねばならなかったことのみ帰せられるべきであった。」

第4節（107—23頁）は「1790年以後の農民の抵抗」を問題にする。「農民一揆の敗北は農民の斗争力を衰弱させはしなかった。」91—92年の農民の抵抗は領主に対する夥しい訴訟に表現されており、「農民の革命的パンフレット」にも注目すべきものがある。「1793—94年には、頂点に達したフランス革命の影響が、この頃最も強かったためもあって、搾取と抑圧に対する農村住民の斗争は復興した。」チューリンゲン県の農民からは93年議会への請願書が「自由主義的貴族」Philipp Adolf Friedrich von Münchhausenを通じて提出されている。「しかし1790年以後は農民運動の真の重心はオーバーラウジッツにあった。」特に政府が94年2月に、週日に当たっているある教会祭日を日曜日に延期するよう指令したので、将来に亘っての賦役日の増加を恐れた農民は、それぞれ相当数の村落を含む幾多の教区で、「組織的抵抗」を敢行した。にもかかわらず、結局それらは「局地的・自然発生的な一揆」にすぎなかった。「都市の勢力の援助あるいは影響はなく、この時期の都市のさまざまな一揆は農民運動と何の関連ももたなかった。」さらにそれ以後になると、「農民の抵抗の強さは一時的に再び衰え、フランス革命の反響ももはや直接的ではない。」

最後に著者は次のように結論する。「1790年のザクセンの農民一揆は、当時のドイツの他の農村民衆運動と比較して最も重要な一揆であった。」そして、これを頂点とする90年代の「農村民衆の執拗な斗争は、腐朽した封建制の一層の空洞化に寄与し、封建制は1830年および1848年の強力な民衆運動によって最終的に退場し、突進してくる資本主義的社会秩序に道を譲らねばならなかった。」

以上、本研究の把握は全般的に、とりわけ「国家再建」に関して、前稿に紹介した Schlechte のそれと対照的であり、Robert Wuttke⁽¹²⁾ および Wilhelm Behrendts⁽¹³⁾ の視点を継承して、Schlechte が無視していた90年代の「改革への志向」に注目した点でも、ヨリ妥当であると考えられる。所で、著者は考察の重点をやはり農民運動の経過に置いているために、そこで提起された諸要求が、なお総体としては分析されていないように思われる。かかる分析こそ、当面の時期において農民層のおかれた地位をも解明するものであろう。また著者は、「土地を殆どあるいは全く保有せぬ階層」が農民「運動を担う要素」であり、彼らは「主として家内工業と鉱山業で生活」したと書いているのに対して、共著者 Opitz は「家内労働者」の「公然たる一揆」の爆発を否定しているのは、いかにして⁽¹⁴⁾ 整合的に理解されうるのであろうか。

(註)

- (1) 『岡山大学経済学会雑誌』2巻3号。1970年。
- (2) 著者には、既発表の業績として次の3論文がある。第1・第2論文は多分、本学位論文の一部であろう(評者未見)。第3論文は本学位論文第I章を若干短縮したものであるが、Gross 批判はすべて省略されている。(i) Die antifeudalen Aktionen der Landbevölkerung in Sachsen im Frühjahr 1848. In: Geschichtsunterricht und Staatsbürgerkunde. Jg. 7. 1966. (ii) Der Kampf um die Mobilisierung in Sachsen im Frühjahr 1848. In: Sächsische Heimatblätter. Jg. 12. 1966. (iii) Zur sozialen Struktur und zur Lage der Volksmassen auf dem Lande am Vorabend der Revolution von 1848—49 in Sachsen. In: Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte. 1968. Teil I.
- (3) この点を最近 Karlheinz Blaschke は人口史の視角から次のように述べて、確認している。1750年から「1843年までは、〔ザクセンの総人口に占める〕都市人口の比率の軽微な下落が記録されている。これは、工業生産力の発展が産業革命前の最後の数十年には都市でのみならず、なお若干大きい程度において村落で生じたことの証拠である。」Bevölkerungsgeschichte von Sachsen bis zur industriellen Revolution. Weimar 1967. S. 164.
- (4) 我々は下記の基準的労作をもっている。柳沢治「ドイツ3月革命期の農業・土地問題」。『社会科学研究』21巻2・3号。1970年。

- (5) Die Grundentlastung in Deutschland. Leipzig 1863. S. 62f., 71.
- (6) 著者は、関連する3業績を既に公表している(いずれも評者未見)。第1論文が Zeise の労作第I章第4節の典拠の一つである。(i) Zur sozialen Struktur und Lage der Dorfbewölkerung in den Amtshauptmannschaften Bautzen und Kamenz(1840—1848). In: Lëtopis. Reihe B. Nr. 10. 1963. (ii) Zum Wiederhall des Dresdner Maiaufstandes von 1849 in Bautzen und Umgebung. In: Deutsche Lehrerzeitung. Beilage “Beiträge zur sozialistischen Erziehung und Bildung im deutsch-sorbischen Gebiet”. Jg. VI. Nr. 2. 1964. (iii) Die sorbische kleinbürgerliche Intelligenz in der Revolution von 1848—49. In: Lëtopis. Reihe B. Nr. 13. 1966.
- (7) 1790年代のオーバーラウジッツにおける農民運動の経過については Vgl. Willi Boelcke, Bauer und Gutsherr in der Oberlausitz. Ein Beitrag zur Wirtschafts-, Sozial- und Rechtsgeschichte der ostelbischen Gutsherrschaft. Bautzen 1957. SS. 235—43.
- (8) Die sächsische Bauernunruhen des Jahres 1790. Diss. Leipzig [1909].
- (9) 拙稿, 「18世紀後半のザクセンにおける特権都市と農村工業」. 高橋幸八郎・古島敏雄編『近代化の経済的基礎』(岩波書店 1968年)所収. 281—86頁, 参照。
- (10) 前掲拙稿, 「特権都市と農村工業」. 289—95; 拙稿, 「18世紀末・19世紀初のザクセンにおける租税論争(1)」. 『岡山大学経済学会雑誌』 1巻3・4号. 1970年. 130—34頁, 参照。
- (11) 前掲拙稿, 「租税論争(1)」. 134—37頁, 参照。
- (12) Gesindeordnungen und Gesindezwangsdienst in Sachsen bis zum Jahre 1835. Leipzig 1893.
- (13) Reformbestrebungen in Kursachsen im Zeitalter der französischen Revolution. Diss. Leipzig 1914.
- (14) Opitz は, 「ツンフト経済の外に立つ手労働者の中で, 数的になお最大のグループ」たる家内労働者 Heimarbeiter について次のように言う。「これらの, とりわけエルツゲビルゲ・フォークトランド・ラウジッツで圧倒的に繊維工業に従事する労働者は, ……前貸商人への厳しい従属によって, 農民的経済形態と都市的・ツンフト手

工業的経済形態との中間の独特の存在条件をもった。彼らの多くは、農民的小経営をもつ小規模借家人であった。」「彼らは、ツunft規制に縛られていないことによって、ツunft手工業から区別された。」「ツunft手工業者は、彼らを……『繩張荒し』 Pfuscher と軽蔑し、可能な限り彼らと斗った」けれども、「家内生産の強力な拡大によって著しく苦し」まねばならなかった。しかしながら、「家内労働者自身は、都市のツunft手工業者より決して良くはなかった。」彼らの「問屋あるいは『工業者』 Fabrikanten」が彼らを最大限に搾取したからである。だが、「フランス革命に直接影響された時期におけるザクセンの家内労働者層の態度を概観すると、外から感知しうる運動は一般に大して認められない。」広い地域に分散して住む家内労働者は、「都市の大衆ほど強くは時代の影響に動かされなかった。さまざまな副業活動と結び付いた彼らの生活様式の相違も、彼らの統一的行動を妨げた。これは少なくとも……エルツゲビルゲとフォークトラントには妥当する。」「これに反して、ラウジッツの家内労働者の存在様式は最初からより不安定」であった。「ここには古い領主的従属の残基がなお常により強く存在」しており、「家内労働者は一部は、相当大きな『工業村落』 Fabrikdörfer に、より稠密に住んでいた。さらに、問屋商業の不振の際に他の生業部門に待避する可能性が、産業に富むエルツゲビルゲおよびフォークトラントほど良好でなかった。」殊に、西ヨーロッパでの革命戦争に伴う商業封鎖などによって貿易が沈滞した1793年3—4月に、シュレージエンの織布工村落で勃発した一揆は、隣接するオーバーラウジッツにも影響を及ぼした。「それにもかかわらず、ここでは……公然たる一揆が発生しなかったとすれば、運動のザクセン地域への波及を防ぐために」政府が全力を尽くし、大臣 Wurmb* が、織布工を囁ませぬよう糸商人・織物商人を嚴重に監視させたことが「特に重要」である。Opitz, Die Städte und Industriegegenden. In: P. Stulz/A. Opitz, a. a. O. SS. 210—19. *前掲拙稿、「租税論争(1)」。145—53頁、参照。

〔付記〕 第Ⅳ節を除く本稿の骨子は、1971年1月のドイツ資本主義研究会第32回例会で報告された。そこでの批判と教示、および特に大月誠氏のゾルベ語ならびにビブリオグラフィーに関する教示に深謝したい。